

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

幼稚園(私学助成幼稚園)を利用される方はご確認ください

1 教育を希望し、保育を必要としない子どもたち

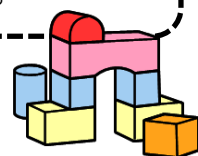


【対象者・保育料】

- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 私学助成幼稚園の保育料は、**月額25,700円**を上限に無償化されます。
- ◆ 入園料についても、無償化の対象となります。詳細は各幼稚園に直接ご確認ください。
- ◆ 日用品、通園送迎費、行事参加費、主食費(ごはん・パン等)・副食費(おかず・おやつ等)などは、保護者の負担となり、**無償化の対象とはなりません。**

- ※ ただし[保護者の**市民税所得割額**の合計が、**77,101円未満**の世帯の子ども]と[保護者の世帯収入にかかわらず**第3子以降**の子ども]については、副食費(おかず代・おやつ代等)が、市から補助されます。
- ※ 保護者が実際に園に支払う金額のうち**月額4,500円**を上限に市から副食費の補助を行います。詳しくは3ページの③をご覧ください。
- ※ [多子世帯の第3子以降のカウント方法]は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。詳しくは3ページの④をご覧ください。

【保育料無償化の対象となるための手続き】



施設に「認定申請書」を提出し、市から**新1号認定**を受ける必要があります。

幼稚園利用者のうち
保育の必要性がなく
教育のみを希望する方
(新1号認定)

認定申請書を
施設へ提出

<満3歳児～5歳児> 保育料が無償

※ 預かり保育の利用料は
無償化の対象とはなりません。

無償化される上限は
月額25,700円まで

※ 「満3歳児」とは、その年の4月1日には2歳で、次の年の3月31日までに3歳の誕生日を迎えた子どものことです。



2 保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち

【対象者、保育料・預かり保育利用料】

- ◆ 保育料の無償化については、1ページの①と同じです。
- ◆ 預かり保育利用料の無償化については次のとおりです。



認定区分	預かり保育利用料が無償となる要件	預かり保育の利用料が無償となる上限額
新2号認定	3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）の子どもで、保育を必要とする理由（保護者全員が就労等）がある子ども	（1か月当たり） 11,300円 まで無償
新3号認定	満3歳児（その年の4月1日には2歳で、次の年の3月31日までに3歳の誕生日を迎えた子ども）で保育を必要とする理由があり、かつ市民税非課税世帯の子ども	（1か月当たり） 16,300円 まで無償

【預かり保育利用料の無償化対象額（算定方法）】

- ◆ 無償化の対象となる預かり保育の利用料は、各施設が個別に定めている利用料と、**日額450円×利用日数**を比較して、低い方の額となります。

【参考】新2号の子どもが預かり保育を1か月に20日間利用したときの算定方法

<新2号の無償化上限額> 1か月の上限額は11,300円/月 → 1日の上限額は11,300円÷25日=450円（日額単価）

【例1】ある施設の利用料が日額600円の場合

<保護者が施設に支払うべき本来の預かり保育利用料>
600円（日額）×20日（利用日数）=12,000円・・・(A)

<預かり保育利用料の1か月あたりの支給限度額>
450円（日額単価）×20日（利用日数）= 9,000円・・・(B)

<無償化対象額>
(A)と(B)を比較し低い方の額である(B)の9,000円

<保護者が施設に支払う金額>
(A)12,000円 - (B)9,000円 = 3,000円（保護者支払額）

【例2】ある施設の利用料が日額300円の場合

<保護者が施設に支払うべき本来の預かり保育利用料>
300円（日額）×20日（利用日数）=6,000円・・・(C)

<預かり保育利用料の1か月あたりの支給限度額>
450円（日額単価）×20日（利用日数）= 9,000円・・・(B)

<無償化対象額>
(B)と(C)を比較し低い方の額である(C)の6,000円

<保護者が施設に支払う金額>
(C)が(B)より少ないため、施設への保護者支払額は0円

【預かり保育利用料無償化の対象となるための手続き】

施設に「認定申請書」及び「就労証明書」等の保育を必要とする理由を示す資料を提出し、市から**新2号認定**や**新3号認定**を受ける必要があります。

各施設利用者のうち
共働きなど保育の必要性がある方

<3歳～5歳児>

※ 満3歳児の
非課税世帯

認定申請書と
就労証明書等
を施設へ提出

保育料が無償

預かり保育の
利用料が無償

給食の副食費(おかず代・おやつ代等)の補足給付(市からの補助)について

施設が給食を実施している場合、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて「副食費免除対象者」に該当する方には、副食費分が市から補助されます。

3 対象者・対象範囲

- ◆ (1) 保護者の市民税所得割額の合計が **77,101円未満** の子ども
 - ◆ (2) 保護者の世帯収入にかかわらず、多子世帯の **第3子以降** の子ども
- ※「第3子」のカウント方法…小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。詳しくは、下記「④ 多子世帯の第3子カウント方法」をご覧ください。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
ア 保護者の市民税所得割額の合計が77,101円未満	副食費は免除(市が補助)	副食費は免除(市が補助)	副食費は免除(市が補助)
イ 保護者の市民税所得割額の合計が77,101円以上	副食費は保護者負担(各施設で定める額)		副食費は免除(市が補助)

◆ 補助の対象となるのは、副食費(おかず代やおやつ代等)のみです。

◆ 主食費(米、麺、パン等)及び「預かり保育で提供される副食費」は補助の対象外となります。

◆ 保護者が実際に支払う金額のうち **月額4,500円** を上限に市から副食費の補助を行います。※申請が必要です。

(支払い方法は園によって異なりますので、詳しくは園におたずねください)

◆ 「副食費免除対象者」には市が個別に通知します。



副食費免除対象者への補助方法は、時期・回数等について市で検討中です。

4 多子世帯の第3子カウント方法

◆ 多子世帯の第3子のカウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

